覚醒剤原料　　　　　　　　指定証返納届

覚醒剤取締法第１ ０条第１項の規定により、指定証を添えて届け出でます。

年　　　月　　　日

住　　　　所

氏名又は名称

近畿厚生局長

　　　　　　　殿

大阪府知事

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 指定証  の番号 |  | | 指　定  年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 業務所 | 所在地 |  | | |
| 名　称 |  | | |
| 氏　　　　　名 | |  | | |
| 指定証返納の事由  及びその年月日 | |  | | 年　　　月　　　日 |

覚取法３０条の５

１．留意事項

（１）届出期限　　事由が生じた日から１５日以内

　　　　　　有効期限満了の場合は、１月１５日まで

（２）覚醒剤原料関係の指定を受けた者がその指定の有効期間が満了し、再度指定申請をしている場合、又は指定を取り消された場合に提出すること。

　　　ただし、有効期間満了と同時に業務を廃止する場合は、業務廃止届を提出し、この返納届は不用です。

（３）届出義務者

　　　業務廃止届の報告義務者に同じ。

　　　１）覚醒剤原料輸入、輸出、製造業者・・・事業主（局長指定）

　　　２）覚醒剤取扱者　　　　　　　　　・・・事業主（知事指定）

　　　３）覚醒剤原料　研究者　　　　　　・・・研究者本人（知事指定）

　　　　　　＊死亡又は解散の場合は、その相続人又は相続人に代わって相続財産を管理する者又は精算人

（４）添付すべき指定証を紛失した場合は、紛失理由書が必要です。

(５) 届出を郵送でされたい場合は所管窓口までご相談ください。

２．提出部数

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 知事指定 | 局長指定 |
| 生活衛生室薬務課管内 | １部 | ２部 |
| 保健所管内 | １部 | ２部 |